

平成23年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成23年4月7日 開会

平成23年4月7日 閉会

東吾妻町議会

平成23年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（4月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	18
○承認第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	19
○閉会の宣告	27
○署名議員	29

平成23年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成23年4月7日(木)午後1時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分の承認について(平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号))
- 第 4 承認第2号 専決処分の承認について(平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号))
- 第 5 承認第3号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第4号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	教育長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労さまです。

4月に入り、県内でも桜の開花が伝えられております。

ここに平成23年第2回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成23年第2回臨時会は、付議事件として、専決処分の承認について4件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成23年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ4月に入り、新しい年度が始まりました。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

桜の便りが届き、木々も芽吹き始め、各地区でも春の行事が開催されるよい季節となりました。しかしながら、3月11日の東日本大震災は、まさに国難と言うべき未曾有の大災害となりました。また、いつ収束するのか予想だに得ない原子力発電所事故は、遠く離れた当群馬県でも、放射能やそれに伴う風評被害など大きな影響が懸念をされます。

本日の臨時会では、被災者受け入れに伴う補正予算の専決処分の承認など4件をお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成23年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、10番、中井一寿議員、11番、上田智議員、12番、橋爪英夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出が主に南相馬市からの避難者の3月17日から3月31日までの受け入れに係る経費のうち、予備費を充用する部分を除く経費の追加補正でございます。

具体的な予算計上は、コニファーの食糧費及び宿泊代でございます。

歳入につきましては、災害救助の指定寄附金と杉並区からの負担金を計上しております。

3月定例会でご説明したとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分し、告示いたしました。今回は、この専決処分の承認をいただくものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、4ページの事項明細の歳入歳出を見ていただければというふうに思います。

先ほど町長が説明しましたように、3月の定例会でもご説明しましたように、予備費が770万円ほどありました。それをまず充用しながらということで、全体のお話しをまず、これの前にしますけれども、全体で予算的には1,669万4,000円であります。それで、このうち予備費からの充用が631万1,000円で、ここにありますように、歳出の合計1,038万3,000円という今回の補正というお願いになります。

歳入でありますけれども、まず寄附金です。これは指定寄附が353万6,000円、3月末でございます。この歳入と雑入です。雑入につきましては杉並区からの負担金、これは負担金というふうにあるんですけれども、今、杉並区と詳細について詰めております。それで、考え方

とすれば、半分ずつというような形で補正的には組みました。ただ、5日に杉並区と第1次の事務折衝と申しますか、ちょっと内容を詰めた段階では、もう少し杉並区のほうの負担を多くするというような話になっています。そうすれば、歳入が若干変わります。

歳出であります。

歳出につきましては、これだと細かいところがちょっとわかりづらいと思います。細かいので言いますと、まず時間外の関係の手当で、予算的に147万9,000円、宿日直で21万円、管理職の特勤で19万円、社会保険料等、これは休館のときに、温泉センターと天狗の湯については、休館という措置の中で臨時職員を災害のためと申しますか、この避難者のためにと申すことで、災害のほうで賃金とか、要するに社会保険料等を見ております。そういった形で、温泉センターが55万円、天狗の湯が84万7,000円、ちょっと端数を切ってしまうんですけども、そんな関係です。

それと、消耗品等で14万2,000円。それで燃料費、これは迎えに行ったときに軽油を積んで行きました。そういう等、その経費です。それが8万4,000円。それと食糧費としまして、コニファーの食事代、これが主になります。346万1,000円で、ほか食糧費が40万円ぐらい。

続いて、光熱費ということで、これは天狗の湯の関係の、あそこは食堂がないものですから、プロパンガス等で対応しました。その関係で2万1,000円。それと、賄い材料ということで、温泉センターの食材、天狗の湯の食材ということで64万7,000円。その他保険料ということで、ボランティアをお願いしたボランティア保険ということで1万3,000円。

借上料、これは、宿泊を食事代と宿泊料、施設借上料に分けました。それで、基本的に3,000円をお願いしますということで積算しております。ですから、とにかくコニファーと吾妻荘なんですけれども、借り上げで2,000円、食事で1,000円ということで、1日3,000円をお願いをしております。そのうちの2,000円分です。コニファーが692万2,000円、吾妻荘が27万9,000円ということです。

それと、迎えに行ったバスの借り上げが51万円。それで、そのときに、先ほど言いましたように、燃料を積んでいったトラックも借り上げています。それが11万円。それと寝具代等で88万円。天狗の湯の調理機器等で、ガステーブルとかそういうものが8万2,000円。高速代として1万5,000円。高速は、災害のバスは無料なんですけれども、入るところが指定されていて、館林から入って館林からおりるといいんですけれども、ちょっと途中で病人が出てしまって、早目にと申すことでおりました都合で若干発生しております。

そういうことで、全体で1,669万4,143円という補正です。それで、先ほど言いましたよ

うに、631万1,000円は予備費のほうからの充用でやらせていただいているということで、補正額が1,038万3,000円ということになります。よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただいま、ざざっと読み上げていただいた分なんですが、その料率と
いうか、単価というのは正しいという判断で支払っているんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それは、3,000円のことでしょうか。

（「すべてです」と呼ぶ者あり）

○企画課長（武藤賢一君） すべてですか。

3,000円については、コニファーと杉並区との協議等で、3,000円をお願いできないかという
ことで協議をして決定をいたしました。それを吾妻荘でもお願いするというような形で
運んでおります。そのほかの単価につきましては、条例規則にのっとり単価を使用してお
ります。それと、物は急遽入れていますので、見積もり合わせ等ができないで入っているも
のもございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

（「よくない、すべてです」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） すべてという意味をちょっといまいちとらえ切れないんですけれ
ども、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、今回その支出について、本来ならば、明細がここに提示され
なければいけない。1,000万円から及ぶものだと思います、トータルすると。

それで、宿泊料についても政府のほうで1人5,000円までは見ましようというような報道
が多々あります。まだ法案が成立したところまでは行ってないようではありますけ
れども、これが法によるものか、政府のほかの政令で何とかこれがクリアできるものかは、
私の承知しないところなんですが、いいですか、そうすると、3,000円なるものが正しいと
いう処分には、なるかならないか。

それで、そうなってくると、今回のこの補正で組んだこの支出も回復の余地がまだまだ十分残っているわけでしょう。そうなってくると、あえて3,000円で行く必要もないのではないかなと。これも一つの考え方です。さきのその5,000円という報道はもうかなり、すみません、かなりという表現ではないです、少なくとも10日ぐらいは前だと思います。私、これはあくまでも記憶です。

それと、もろもろの物の買い上げ。いいですか、バスのチャーター料、今、ちょっと耳に挟んだだけでは少々高額のようでした。それは適正なんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） まず、5,000円のお話です。官公庁からそういう通知も入っております。それで、定員ということで、限定をまずしています。ですから、例えば、コニファーでしたら、今140ぐらいが定員だというふうに思われます。それで、マックス二百四、五十人は入っています。そういったところも加味しながらの積算とさせていただきました。

それと、バスの借り上げです。これにつきましては、確かに急遽お願いしたということで、事前に見積等をとる用意がなかったということで、後日の請求で支払いをするということになっておりますので、かなりの強行軍であったということも加味すれば、適正であるというふうに判断しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、請求よりではなくて、いいですか、この車両運送事業については、これは運送じゃないな、旅客事業になるかな、免許事業なものですから、ある種料金が提示されている。いわゆる事務所を尋ねると料金表が掲示されていると思うんです。その掲示は確認しましたか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 確認はしておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） じゃ、なぜ適正と言えるんでしょうか。ちなみに伺っておきます。今、燃料の輸送車11万円、運行費を払ったと言っていました。これは何トン車でいったんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） これは2トン車で運転手込みです。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 足かけ2日というか、正味24時間といいますか、ぐらいの運行で、い

いですか、2トン車が福島まで行って11万円ということは、正規の運送業者でもまずあり得ないです。それで伺っておきます。この事業者は貨物運送許可業者ですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それはちょっと確認しておりません。すみません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは違うでしょう。もう既に支払い済みなんでしょう。だから、専決処分だったわけでしょう。支払い先がだれかは特定できているわけでしょう。お答えください。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） すみません、今即答できるものがないものですから、確認はできておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ガソリンスタンドのタンクローリーが行ったわけでしょう。まさかポリ缶に燃料を積んで行っているわけではないんですよ。ですから2トン車で行ったんだと思いますよ。その際、燃料を積んでいたと思うんです。燃料は何キロ積んで行ったんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 2,000リットルだというふうに記憶しています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 持ち帰りは何キロでしたか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 使用したほうで、申しわけないですけども、636リットルを使用しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、1,400リットルほどがまだ未使用と言われました。それは現地に置いてきたんですか、持ち帰ったんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 持ち帰って、使用した636リットルのみの支払いになっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それで、燃料消費率、皆さん、プロですからわかると思うんですが、

大体あそこまで行って、余裕を見ればこのくらいと、燃料の消費は出るんだと思います。災害時ですから、少々のは余分を見てと。そうすると、2,000リットルのタンクローリーがそこまで同行する必要があったかどうか。

私は、その話を聞いたときに、現地にも燃料が足りない、片道の燃料が把握できれば、向こうで満タンにすれば、あとは燃料がなくても帰れる、あるいは足りない分だけ何かスペアで間に合わせる、それで、ここなんですよね、残った分は現地に置いてきたかと思っていたんです。とにかく燃料がないのは、向こうのほうが大変だったと思うんですよ。そういった配慮はなかったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） その時点では、そこまではなかったです。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） というところなんですよね。販売業者が燃料を販売するために同行していった。それだったら販売代金だけで、今、課長がおっしゃっていた、これは何というんですか、運賃というんですか、11万円という借上料というんですか、こういったものについては必要ないかと思えますけれども。いいですか、仮にこれを輸送費で払ったのならば、ちょっと車両運送法上の問題で大変な問題が出てくると思えます。借上料で払っているんだったら、ということではないんだと思えますよ。

いいですか、630リットルの燃料代に対して、11万円の借上料をさらにそれに乗せると、この積算が物すごく甘いのではないのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 大変急な話でありました。そういう中で、急な対応という中で、燃料の不安、時間的な、どのくらいかかるかということの不安等を考慮しまして、うちのほうで燃料輸送も一緒をお願いいたしました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、不安はだれもあるんですよ。いいですか、それでも、ここなんです。この車だったらあそこまで何リットルで行く、往復何リットル必要だと、これは平常時の問題です。皆さん、ドライバーはプロなんですから、それはわかっているわけなんです。いいですか、プラスどのくらいあればいいだろうな、その足りない部分をどうするかというだけの話なんです。いよいよならドラム缶を積んで行ったら間に合う話なんです。軽トラでドラム缶を何本積めますかという話になってくるんですよ。

それに、仮に今のタンクローリーが同行してもらおうという話でも、急な問題です、トラックの借上料ということではなくても、どうでしょうかね、人件費だけは持ちますけれども、という話になったら、行って来て1往復する、福島まで1往復で11万円はないと思います。そういった配慮というのが必要になってくるのかと思いますけれども、いかに緊急事態でも、火事場泥棒的なこの単価のつけ方というのはあり得ない話です。

せんだつても、15キロのコンデンサーを北海道まで送るのに14万何がしという予算がありましたけれども、同等なようなものだと思いますよ。これは無駄遣いだと思いませんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） いろんな状況等を考慮すれば、ある意味、仕方がない部分もあるのかなというふうに判断しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） よく言いましたね。いろんな状況とは何ですか。一つ一つ挙げてください。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） まず、被災者を受け入れするという決定をして、このバス等が動き出すまでに半日はなかったという時間的な部分が一番だというふうに考えております。そういう中で、直接首長同士、杉並の区長さん、南相馬の市長さん等々の連絡等の中から生まれてきたことであるということです。そういうことで、発注が先行したというのが事実だと思っておりますので、そういった理由によりということであります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、それはいろいろにならないんですよ。

いいですか、その段でどういう単価設定をするかというのは、やはり担当の宿命なんですよ。何でも、幾らでもいいということではないんですよ。

2トン車のドライバーは、1ないし2でしょう。強行軍をしなければいけないということだったら、交代要員がいたかもしれない。いたのでしょうか、いないのでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 随行で、役場の職員はバス、トラックにつきましたけれども、運転手は1名ということです。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、運転手が1名で往復できるだけの距離間であったということですよ。強行軍だとは思いますが。でも、往復高速ですから、そんなに我々の経験からするとたまげるほどのことではない。我々だったら日常やっていること。ただ道路状態が把握できないから、ちょっと不安感があったというだけの話でしょう。それで、当時ガソリンスタンドもなかなか燃料が手配できなくて、よくそこに2,000リットルがぼっと回せるだけのものがあったなど不思議といえば不思議なんですよ。

いいですか、それで、スタッフとしても外来のお客がそんなにも多くない。売ろうにも売れない。そういう需要だから、自分の手もあいているでしょう。配達もないでしょう。あったところで、燃料がないから売れませんよと配達を断っていると、石油がない、重油がない、ガソリンがないと言われていた世の中でしたから。そうすると、職員の手間を急遽どこかで見つけなければ、ドライバーがないというところではないんですね。恐らくいたんです。自分ところのスタッフが行っているわけでしょう。

いいですか、その人件費込みで、車両があれを来て、翌朝ですから丸々一日はかからなかったと思います。それまでの、いいですか、経費が11万円ほどかかるんですかという話なんですよ。いかに、いかに緊急事態といえども、11万円はかかるんですかと、バスの借上料がそんなにも高いんですか。

いいですか、バス会社にしたって恐らく団体旅行が入っていても、様子がわからないからドタキャンが発生、そういう状況は十分に考えられます。その中での車両手配、いいですか、ドライバー手配ということは、そんなにも大変ではないんだと思いますよ。

そういった状況を加味して考えると、どうも今のこの単価というのは適正さを欠くという判断にならざるを得ない。緊急だからいいですよと、皆さん、自分のお金ではないからそういう話になると思います。でも、納税者側から見ると、やはりこれは納税者の血税なんです。処分にしても、そのつもりで処分しなくてはいけない。緊急だからいいんだということは許されるべきではないんです。町長、どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、このような緊急事態に遭遇いたしますと、企画課長のほうが申しましたけれども、やはり職員、運転手、こういう安全も考えなければならぬということでもあります。ですから、高速道路も走れる状況にはあるというふうに聞いておりましたけれども、いつ何時高速道路からおりて、一般道を走って、悪い道を行かなくてはならない、

そういう事情も考えなければならないというところがございます。ですから、燃料につきましても、ただ単に高速道路を走るだけの燃費だけではなく、さまざまな困難が待ち受けているかもしれないわけがございますので、その点は、万全を期して、ある程度の多目のものを見ていくのが当然な判断であるというふうに考えております。

(「いいんですか、あれで」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) この判断は、この事態におきましては、正しい判断であったというふうに考えております。

○議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) そうしますと、ここなんです、前段の発言というのは、だれでもがそう思うんですよ。当然そうなんです。そのための措置をしなければいけなかったんですよ。ところが、その措置に対する費用というのが、こういう形でよろしいんですかということなんです。

いいですか、2トン車が福島まで行って帰ってきて、それだけで11万円の費用が発生する。これが適正なんですかと聞いているんです。町長、伺います。適正なんでしょうか。

○議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、やはり一般会社の社員が運転をしていくわけでございます、また、夜間ぶっ通しの運転でもございます。また、非常に危険な地域へ乗り入れていくという、そういう危険な状況等も考えているわけでございます、この点につきましては、価格につきましては、この程度は当然だというふうに思っております。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、承認第1号に引き続き、主に南相馬市からの避難者の受け入れに係る経費をおおむね2カ月程度、及び受け入れ避難者を南相馬市へ帰還させるための必要経費等を暫定的に計上し、専決処分させていただきました。

歳入につきましては、地方交付税、災害救助の指定寄附金と杉並区からの負担金及び県町村会からの補助金を予算計上しております。

3月定例会でご説明したとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、4月1日付で専決処分し、告示いたしました。今回は、この専決処分の承認をいただくものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。事項別明細になります。

まず、一つの考え方として歳入の考え方があります。

歳入につきましては、今回、歳入歳出で5,182万6,000円という額になるわけですが、その中で、まず一つは、指定寄附等、今現在ではもう少し上がってきているんですけども、一応10万円を見た。それで、杉並区の考え方というのは、先ほど申したように、2分の1を見るというような形。それで、この県町村会というのはどういうものかと言いますと、5,000万円を限度に2分の1の、いわゆるこの被災に対する補助が出ますよということから、1,293万1,000円というのが上がっております。それで、残りが計算上でいきますと1,293万2,000円ということになります。

そういう中で、この予算の歳入をどう見ていくかという中で、いわゆる特別交付税等には措置されるというのは、こういう場合には、特交はすぐ措置が入ってきます。ただ普通交付税については関係ないんですけども、一応予算組みのときに、どうしても交付税というのは弱目に見るものですから、約1,300万円の歳入をどこから見るかというときに、ご承知のように、給食費の無料化はなくしましたけれども、それを充て込むというのはちょっと乱暴だろうということで、ある程度地方交付税を精査して、じゃ、もうちょっと強気で見ましょうということで、地方交付税のほうで1,293万2,000円というものをお世話になっております。そういうことで、歳入合計の補正が5,182万6,000円というふうになります。

歳出になります。

それについての歳出です。この中の説明欄を見ていただければと思うんですけども、経費とすれば、受け入れの最低限の経費ということで一応考えさせていただきました。そういうところで、食糧費と宿泊施設の借上料というところが一番大きくなっていると思います。考え方として、一応2カ月という考え方で補正を組ませていただきました。それで、現在、約340名近くおります。1カ月間は300ちょっとぐらいを推移していくということで見積もらせていただきました。それで、5月に入りまして、もうどんどん親戚を頼って帰ったりとか、南相馬へどうしても心配だということで帰る方がぼつらぼつらいます。それで、5月については二百三、四十で、コニファー1カ所でというような形で見積もりを考えました。そういう積算になっております。そういうことで食糧費については247人で、これは2カ月で1,000円で見ました。宿泊の借り上げも2,000円ということで見させていただきました。

それで、ほかにつきましては、寝具の借り上げがあと大きなもの、それから、きょう小学

生、中学生合わせて21名、原町小・中に通学されております。そういった形の扶助費等も消耗品等で若干見たりとかということになります。それで、これは必要かどうかというのはまだわからないんですけども、送迎バスの借上料というような形で、落ち着いて、南相馬に帰りますよというときに、どういうふうになるかということで、一応予算立てだけはさせていただきました。それと、物資の輸送というのは、いろんな物資でもう体育館が、この間も説明したように、いっぱいになっているような状況で本当にお世話になりました。そういうことで、物資がいっぱいあります。そういう物資を被災地のほうに運べるような手だてということで考えさせていただきました。それで、合計がこの補正額5,182万6,000円ということで、お世話になりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 4月6日付で、時間外勤務手当が何項目かによって払われております。総額によりますと176万、あるいはもう少しかというような数字になるんですが、こういった緊急時に職員に頑張ってもらった。まあまあいいことというか、当然のことというか、どういう場面であれ、やらなければならないことがあると。でも、これが時間外手当として、いわゆる残業命令の中で行われているという形になっています。果たしてこれでよろしいんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 職員も大変な努力をしていただきまして、かなりの時間外手当という額になりますけれども、やはり勤務を命じて仕事をしていただいたということに対する支出でありますので、こういう額で適正であるというふうに考えております。よろしく願います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、いいですか、町内から指定寄附が300万円預かった。それからまた100万円の上も来ている。あるいは、一説によると、某社長が100億円の義援金を寄附した。それでトータル、三、四日前のニュースでは1,000億円を超える義援金がある時点でもうある。きょうあたりだともうどのくらいになっているかという話です。あの100億円に触発された人はかなりいると思います。

その中で、当町が頑張っていて、何とか皆さんのためになりましようとなったときに、職員が

それに当たっている。温泉センターも大分遅くまで職員がいました。私もちょっと陰ながらのぞきに行きました。残業手当であれをやっていたのかなという、ちょっとがっかりする。一丸となってやるということは、どうもそういうことではないんだと思いますよ。これは、義としてやるんであって、困っている人を見ぬ振りができないからやるんだという形でやっていくかと思っているんです。

そうすると、この義援金の集まり方等々は、また違った形になってくるんだと思いますよ。この残業手当、要するに残業命令の中でやっているから残業手当になるんです。こういうやり方はやめませんか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ご指摘のとおり、職員についても、例えば、ボランティアというような形も私も考えたんですけども、ただ仕事としてこれをしていただかないと、今回の受け入れは到底できなかったというふうに考えています。仕事としてお願いをしたからには、それに伴う費用は当然支払わなければならないというふうに考えております。また、職員のボランティアについて、また別の考え方で、別の次元でということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） よって、起立多数。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第3号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成23年3月30日公布、4月1日施行の国民健康保険法を改正する法律が成立いたしました。この改正を受けて、4月1日施行に係る東吾妻町国民健康保険条例の一部、出産育児一時金の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、告示いたしました。この専決処分の承認をいただくものであります。

改正内容の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

今回お願いいたします東吾妻町国民健康保険条例の一部改正の内容でございますが、最後のページを見ていただきたいと思います。

出産育児一時金第6条、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として35万円、この「35万円」を「39万円」に改正するものでございます。また、最後の行になりますが、産科医療補償制度の3万円については変わりありませんので、最高で42万円となります。

当町におきましては、今まで附則の5におきまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの時限立法で緊急少子化対策分として4万円、合計39万円、最高で42万円で対

応してきました。

今回、国の調査において、お産費用の全国平均が42万円を上回ることが判明し、今の42万円の現行水準を継続することが決まりました。これにより条例改正を行ったものです。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第4号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、国民健康保険税の課税限度額を定めた地方税法施行令が3月30日付で改正、公布されました。町では、この改正を受けて4月1日から施行するため、東吾妻町国民健康保険条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分し、告示いたしました。この専決処分の承認をいただくものであります。

改正内容の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、先ほど町長が申しあげましたとおり、国保税の限度額を定めた地方税法施行令の改正を受けて、我が町の限度額も同様に引き上げるものでございます。

現在の国民健康保険税の限度額は、医療保険分が50万円、後期高齢者医療支援分が13万円、それから40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険分として10万円、合わせて合計では73万円でございます。

今回、この限度額をそれぞれ引き上げて、医療保険分が51万円に、後期高齢者医療支援分が14万円に、それから介護保険分はプラス2万円です。合計では4万円増の77万円になります。高額所得者や資産のある方には、もう少しのご負担をお願いしますよというものでございます。前年度に引き続いての改正となりますが、応能負担の所得割と資産割、また応益負担の均等割と平等割は現行どおりでございますので、ぜひご理解をお願い申し上げます。

ちなみに、医療保険分の限度額50万円を負担している世帯は42世帯、全体の1.58%でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 整理するために順序立てて聞きますが、地方税法の施行令の改正というのは、いつなされましたか。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） 3月30日です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 急を要する、それなので、まあまあしようがないとおいても、ここなんです、いいですか、条例主義で、要するに税負担をするということになっています。要するに義務を課するということですね、いろいろ考え方がありますが、地方自治法第14条の例をもってしても、義務を課するものは条例によると、よろしいですね。

そうすると、条例の改正を待たずに町長の裁量で、承認第3号の案件、いいですね、これは義務を課するものではなくて、要するにその逆の効果があるものです。それと、この承認第4号は、性質を異にしています。これがいかに町長に専決処分権があるとしても、これを専決処分にするという決断は、どこの根拠に基づいてなさいましたか。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） 義務を課する、当然、遡及適用はあり得ないということでございます。ですから、23年度から引き上げをお願いしたいということで、専決処分にさせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、そういうことになると、どこかの町でまた騒動が再燃しそうですね、いいですか、全部専決処分で行けばいいんだみたいになってしまうではないですか。義務を課するものは条例によりだから、条例の改正をなくしてその義務は課せられない。専決処分もそこまでのことには及ばないという基本概念を自分たちで持っているかどうか、この差なんです。あんなものは何とでもなるわと思っているかどうかの話なんです。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） そのような考えは持っておりません。

ただ、例年、税法の改正が年度末、30日なり31日ということで、今までも関係税条例等は専決処分をお願いしてきた経緯がございますので、今回もそういった形でお願いしたものでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも、現実的にそれで4月1日から、その新しい、今回で言うと、42世帯の方が50万円から51万円の適用を受けると。それもこれは年額ですよ。これを条例

改正をきちっと果たした後にその適用をしても数字的には大きな変動はないんだと思いますよ。それで条例主義が貫徹できるのであれば、そちらの選択のほうが正しいのではないのでしょうか、伺っておきます。町長のお考えはいかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員の主張もそれに当たるかと思えますけれども、この場合は専決処分をさせていただいて、迅速なる対応をとったというところがございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そんな迅速である必要がどこにあるのか。ま、ないんだと思いますよ。それは保険税が若干回収が、保険税の収入が若干低くなるということなんです。それはだけれども、議会制を守るためのコストなんです。

いいですか、施行令が3月30日に変わった、それを受けてきょうが4月7日、それでその結果がきょう以後反映される。そういうことになっても体制には大して影響はない。いいですか、それで条例主義が貫徹できるというほうの、いわゆる議会制がここに顕在しているんだという価値のほうが高いんだと思うんです。

町長の専決権がそこまで行くんだったら、いいですか、専決、専決でずっと来て、どうも物議を醸した町村がありました。あれも可能になるんでしょうかという話になるんです。議会はどのように取り扱うかということになってくるんだと思いますよ。

現実にこの改正案がきょう成立して、いいですか、きょう以後、この新しいものになっても体制には影響がないかと思えますよ。その差はどのようにとらえているのか、町長、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員のご意見でございますけれども、これにつきましては、やはり議会の皆さんからもご承認を得られる条件の案件でございます。その意味からも、行政手続を迅速にするということが非常に重要なものであるというふうに考えたわけでございまして、その差というものは、その差でございます。

（「そういう差を聞いているんじゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） では、その差を改めてお伺いします。

4月1日から改正条例を適用した場合と、本日成立ですから本日というわけにはいかない、

明日からこの条例を適用した場合で、健康保険税はどれだけの収入差になるんですかと伺っています。町長、お伺いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その差につきましては、出てこないわけでございますけれども、やはりこれにつきましては、行政手続の迅速性というものを改めて主張したわけでございます。その効果を出したわけでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これが承認第3号ですと、ここなんですよ、4月1日以降本日までの間に、出生する子はいらるんですね。だから、どういうふうになりますかね、本来それでも、その条例の改正が本日ならば、それ以前に生まれた子に対しては、そういうことなんですよということで、もうこれは特段不公平ではないわけですよ、いいですか。

そうなりますと、今度は、これは、要するに税負担を強いる話になるんですから、それが町長の裁量で専決だという話が特段必要なほどではないんですよ。それで、この健康保険税の実収が物すごい差が開いて、要するに特別会計が左右されるほどの問題ではないわけですよ。その差額を、仮にこの42世帯の人が1万円ずつ差があったとしても、これが12カ月間ですよ。日割りで計算すれば、そんなに体制には影響はないでしょう。その部分よりは、条例主義という議会の健全性を確保したほうが将来的にはメリットがあるんじゃないかという主張をしているわけなんです。

いいですか、町長の専決というのは、緊急やむを得ない場合なんです。今回、緊急やむを得ない場合ではないんです。前からやっているから、それでいいんだろうという判断なんだと思いますよ。いいですか、そうなってくると、町長に伺います。今、行政手続の迅速性と言っていましたけれども、そこに緊急性はあるんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこれにつきましては、国の決定を町として迅速に町民に伝えるということを重要視したわけでございます。

以上のことでございますので、ご了解をさせていただきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうなってくると、また問題は別なんですよ、よろしいですか。

国がこうやれと法で決めているのではないんですよ。これは最高限度額なんです。だから、限度額以内であって、条例でそれを決めるということなんです。よろしいですか、だか

ら、別にこの1万円を増額しなくても、東吾妻はこのまま行ってもいいんでしょうし、これが50万円をまた減額してもいいでしょうと思いますよ。最高限度額を法が施行令に委任しているわけですから、よろしいですね、ここなんですよ、何もこの最高限度額に東吾妻が合わせる必要がないんですよ。だから、地方によって保険税がみんな違ってきます。ここが現実なんです。保険税は高ければいいというものではないと思います。

そういった意味合いで、その微妙なこの決定というのが条例主義なんです。例え7日間と言えども、ここなんです、迅速性は必要ないんです、条例主義なんです。本当に51万円にする必要があるのかどうか、はたまた、どうも資料を突き合わせてみたら、45万円で行けるのではないだろうか、こういう論議が、いいですか、議会の中であってしかるべきなんです。町長の専決という形で、今、4月1日から51万円という数字が出ました。これをもってして議会制というのが健全性であるという、なかなかどうもそうは感じられない。

町長の先ほどの、いいですか、急遽、詭弁を使いながら答弁した言葉によりますと、ここなんです、法が決めたんだと、国が決めたんだから東吾妻はそれに従ったんだという言い方でした。大きな間違いです。その上に立って、前例主義と町長の無知と、ここなんです、議会を軽視した態度が相乗効果をあらわして今回の決定になったと思います。よろしいですね、私はそう解釈しました。

町長は、先ほどの議会で、意地の悪い質問はしないでくださいと言いましたが、これは意地悪ではないんです。素直な表現の仕方なんです。伺っておきます、こういった態度を今後もう続けるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変、質問の意味がちょっとわかりませんが、何と申しますか、ダイレクトと申しますか、そういう質問にはなかなか答えづらいと申しますか、そのような考えは私には毛頭ないわけでごさいます、やはり行政手続というものを素早く、迅速にやろうというものが一番頭にあったというところでごさいますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（一場明夫君） まだ続きますか。

○9番（大図広海君） やめようと思ったけれども……

○議長（一場明夫君） すみません、ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

（午後 2時05分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 行政の迅速性だそうです。迅速に行政が動くということは、町民がふだんから願うところでもあります。なかなかそうはなっていないのが実態なんです。1,000億円を超える義援金が集まってもまだ配分の方法すらわかっていない。余りにも被害が甚大だと。これは行政と言うか言わないかは別ですけれども。

そこで、ここなんです、この迅速性というのは、公平ということ、あるいは法定主義ということにのっとっての話なんです。ここで、若干の健康保険税の上限価格が政令により決まった。でも、ここなんです、上限価格なんだから、条例の改正をして、それにどうなるかということは議会が一つの議決行動を起こさないといけない。ここに基本的な問題がある。町長の専決でこれが優先して施行されるなんていうことはあり得ない話なんです。なぜかと言うと、法が51万円と定める、だったら条例は要らないでしょうし、だから、地方の条例もそのようにせよというような部分が、どこかほかの法律にあったとして、東吾妻だけがそれに反旗を翻して50万円のままでいるというような性格の問題ではない。上限価格なんだから、それより低い、どこか適正な水準というのがあり、それは、いいですか、広く住民から選択された議会が審議して決めていくことなんです。町長の専決で決めるべき問題ではないんです。それで、仮にきょう上程されて、承認第4号議案が、いいですか、議決議案として条例の改正として出されたとしても、体制には影響を与えないんです。これを日割りで行くのか、月割りで行くのかぐらいの差の問題になるんだと思いますよ。

そういった形で、先ほど来、町長が迅速性と言いましたが、伺っておきます。その迅速性と同等ぐらいの、あるいは本来、この専決処分は迅速性のことは何も言っていないんです。緊急性のことを言っているんです。緊急の場合には、なんです。ですから、町長は迅速、迅速と言いますけれども、ここなんです、緊急の部分については、どこが緊急になるんでしょ

うか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その言葉の差には、ちょっとそれは具体的な事例によって違いますので、一概にはっきりと申し上げることはできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、具体的な事例をここに挙げているではないですか。

いいですか、各項目、各1万円ずつ上がりました。これを専決処分をしてまで、この50万円を51万円に、もろもろほかにもありますけれども、10万円を12万円に上げなければならぬ緊急性というのは、どこにあるんでしょうかと聞いています。お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） はっきりとその断定をすることはできませんが、やはり物事、特に行政に関しましては、皆さんから言われておりますように、非常におくれていることが多いと、そのようなご意見もいただくことがあるわけがございますので、そのようなことのないよう常々心がけているわけがございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） はっきり言います。そういうのをロンパリと言います。答えることがないから言葉巧みにかわすのではなくて、もう薄らとぼけるしか方法がないということなんです。緊急性は考えなかったですよ、町長は。職員から上げられてきたら、うん、そうだね、はい、わかりましたで、精査することなく、そのまま決裁をしてしまった。当然に公告として掲示板に掲示されたということになるんだと思いますよ。いいですか、ですから、ここは一大問題なんです。あなたに注意義務がなかった。その注意を発揮させるだけの基本的な素養がなかった、ここに尽きるんだと思います。

以上をもって終わります。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

4番から8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は承認されました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、数字、字句、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成23年第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時22分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 中 井 一 寿

署名議員 上 田 智

署名議員 橋 爪 英 夫